

別紙様式 1 (別紙)

令和 4 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>商工労働部観光政策課 (八尾おわら資料館)</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>富山市八尾おわら資料館条例によると、八尾おわら資料館には展示室が存在し、利用する場合には1時間につき1,670円の利用料を徴収することになっている。一方で、指定管理者に質問を実施した結果、展示室の場所が確認できなかった。 施設所管課においては、現地調査や指定管理者との協議を通じて展示室の場所を特定する必要がある。そのうえで、展示室の利用実態や利用者ニーズを検討したうえで、本来の目的で使用するための現状復旧や施設機能の見直し(条例の改正)等の対応を行う必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>市と指定管理者とで現地調査及び指摘項目に係る協議を実施したところ、指摘された展示室の場所は2階展示室と特定し、双方で確認した。 なお、1階和室は指定管理者の自主事業の三味線体験などで一般に貸付し、利用料金を徴収しているが、2階展示室は近年、十分に活用できていなかったため、今後は「坂の町アート」などの地域のイベント時にパネルを置くスペースとして一般に貸し出すなど、有効活用してまいりたい。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。